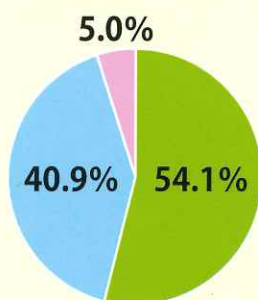


「地域計画」策定のための話し合いを開催しました

令和6年7月と11月に開催した地域の話し合いには、たくさんの方にお越しいただきありがとうございました。7月は地域の現状・課題や対策の方向性についてご意見をいただき、11月には所有者の意向を反映した目標地図（素案）を基に耕作者を確認しました。

○ 令和6年2月実施～農地所有者への郵送による意向確認調査結果～

（調査筆数 5,757筆 のうち回答数 4,697筆（回答率81.6%））



所有者の意向	筆	割合
引き続き耕作したい	2,539	54.1%
規模縮小したい	1,922	40.9%
意向不明	236	5.0%
計	4,697	100.0%

この2回の話し合い結果を反映した目標地図と地域計画は、3月に公表します。今回の話し合いでは、自分の所有している農地を誰かに「貸したい」「譲りたい」「経営農地を増やしたい」など多くのご意見をいただき、実際に賃貸借契約が成立した農地もありました。今後も、年に1回は話し合いを開催する予定です。ぜひ参加していただきご意見を聞かせてください。



11月の話し合いで目標地図（素案）を確認



役場周辺の目標地図（見本）

農地をどのように残していくのか、個人の意志だけでは難しいのが現状です。

- ・田としてずっと残していきたい
- ・畑地化したい
- ・用水路を改修してほしい

今後の話し合いでは、個人ごとではなく「**集落として**」の意見をまとめ「地域計画」に反映していきます。

先進地視察研修報告

約5年ぶりの先進地視察研修を行いました。

1. 日程 令和7年1月29日(水)～1月30日(木)
2. 研修先 熊本県八代市「熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会」
佐賀県神埼市農業委員会、佐賀県有田町「みゆきファーム」
3. 参加者 農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名、事務局3名 計15名
4. 報告

1日目は、一般社団法人熊本県農業会議主催の研修会に参加しました。研修会では、「何を残し、何を手放し、何を新たに創っていくのか！—地域計画を具現化するためのはじめの一步—」という演題で、農業委員会事務局長を経て現在は全国農業会議所専門相談員も委嘱されている澤畑佳夫氏を講師とし、決められた資源を活かして今年度公表される地域計画を実現させるためには、農業委員会がどうすべきかを考えました。来年度以降も開催される地域での話し合いの効果的な進め方なども学びました。個人毎の意向も大切ですが、集落で農地をどのように残していきたいのか、手放したいのか、新たに何に取り組みたいのかを話し合うことの重要性を再確認しました。

2日目の午前は、佐賀県神埼市農業委員会（西村睦雄会長）において、野田豊副会長を講師とし、農地利用の最適化推進活動についてのお話を聞かせていただきました。平成31年4月に農業委員に就任された野田副会長は、地区担当の推進委員と毎月勉強会や農地巡回を実施し、荒廃農地の解消や農業者の将来の意向把握の活動等が評価され、農林水産大臣賞を受賞されています。その評価された活動内容や農業委員会での日々の取り組み、そこに至るまでの前職の経験などをユーモアたっぷりに話していただきました。企業生活で培われた正しい情報収集に努める姿勢と意識の高さは、農業だけでなく普段の生活でも活かしたい内容でした。



野田副会長の話は驚くことばかり！



ご厚意によりハウス内も見学できました

2日目の午後は、佐賀県有田町でいちごを栽培されている「みゆきファーム」を訪問しました。農業委員でもある池田美由紀さんは、就農3年目となる現在、いちご栽培だけでなく、棚田米、キッチンカー、農業機械による草刈りの代行など、多岐にわたる経営をされています。いちご農家、経営者、農業委員として、これからの活動についてのお話を聞かせていただき有意義な情報交換をしました。また、ハウス内も見学させていただきました。その環境の良さや話をさせていただく姿を見て、いちごや従業員に対する池田さんの愛情の深さを感じました。

活躍されている方に共通するのは、農業委員会という枠や固定概念にとらわれず、まずは自分ができることから行動していく力でした。それが発展し地域農業に貢献していくのだと感じました。また、情報発信の大切さも教えていただきました。農業委員会では来年度、遊休農地解消活動を予定しています。湯前町の大切な農地を未来へ残していくために尽力している農業委員会の活動も今後さらにPRしていきます。

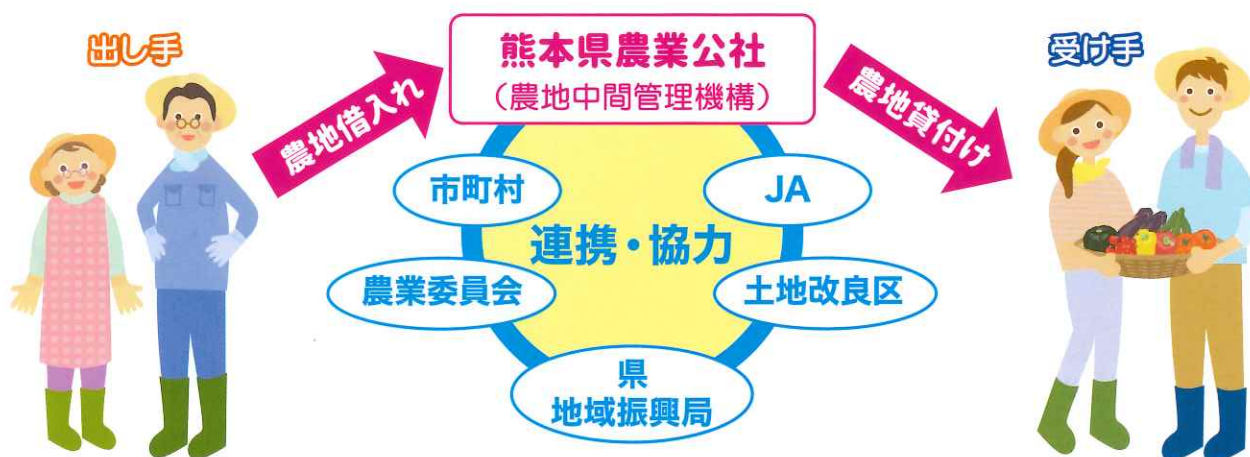
借りている田はいつまで耕作できるのかな。
貸している畑はいつもどってくるのだろう。



口約束による契約は内容の証明が難しいため
認識の食い違いが発生しトラブルの原因になります！

農地の貸し借りや譲渡をするときは、
熊本県農業公社（農地中間管理機構）を
活用した正規の手続きをしましょう！

～手続きは湯前町農業委員会です～



農地を貸したい人

- 賃料は農業公社が受け手から徴収しお支払いします
- 貸された農地は、契約期間満了後に確実に戻ってきます（更新可能）
- 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます（税務署への届出が必要）

農地を借りたい人

- 出し手が複数でも賃料は公社が一括して口座から引き落とすため、賃料支払の事務は不要です（振込手数料なし）
- 分散した農地の集約化が可能となり、作業効率や生産性の向上につながります

牧草ロール置き場について

（農業委員会からのお知らせ）

農地を牧草ロール置き場として利用するときは、農業委員会への届出が必要です。
設置面積が200㎡未満で、自身の事業のため自身の農地に設置するときは、許可不要転用届を農業委員会へ提出してください。
設置面積が200㎡以上のときは、農地法による転用の届出が必要となりますので、詳しくは農業委員会までおたずねください。



農業者年金



長生きをマイナスにしたくない。

農業者のための年金が

あるなら入りたいと思う。

6つのメリット

農業者は広く加入できる

終身年金。

老後を最後までサポート

全額社会保険料控除で

大きな節税効果

保険料が自分で選べて、
いつでも見直せる。

条件を満たせば、

月額最大1万円の国庫補助

少子高齢時代に強い積立方式・
確定拠出型の年金



詳しくは… <https://www.nounen.go.jp/>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

湯前町農業委員会 TEL0966-43-4125 / JA : JAくま湯前店 TEL0966-43-4121

独立行政法人 農業者年金基金

TEL03-5919-0371 (専門相談員)

TEL03-5919-0332 (企画調整室)

